１８０日を超える入院に係る療養について

当院では、通算で１８０日を越えて長期に入院される患者様について、厚生労働省の指導（２００２年４月１日施行）により、通常の一部負担金とは別に特別料金をいただくことになります。

なお、長期の入院でも特別料金の徴収対象とならない患者様もいらっしゃいますので、詳細については病棟師長・医事課にお問い合わせください。

◆特別料金は、１日あたり下記の金額になります。

※４階（東）病棟

１，６３０円（税込み）

※通算とは、他の医療機関（病院・診療所）に入院された期間と、当院に入院されている期間を合計した日数